



南木曾町告示 58 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 6 日

南木曾町長 向井 裕明



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
南木曾町役場産業観光課及び南木曾町ホームページ
- 3 本公告により、南木曾町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。